

議案第 4 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

1. 事故の概要

(1) 事故発生日 令和 5 年 6 月 1 2 日

(2) 事故発生場所 甲賀市信楽町長野地先

(3) 事故の原因等

上水道給水管の破損により木造 2 階建ての基礎下が洗堀され、建物の一部が沈下した事故により相手方建物に損害を与えたもの。

また、本建物は陶芸制作及び作品保管場所として利用されており、被災から工事完了までの間は、別の建物を借家され対応いただいた。

(4) 市の過失割合 1 0 割

2. 損害賠償

(1) 損害賠償金 1 2, 8 5 6, 0 3 2 円

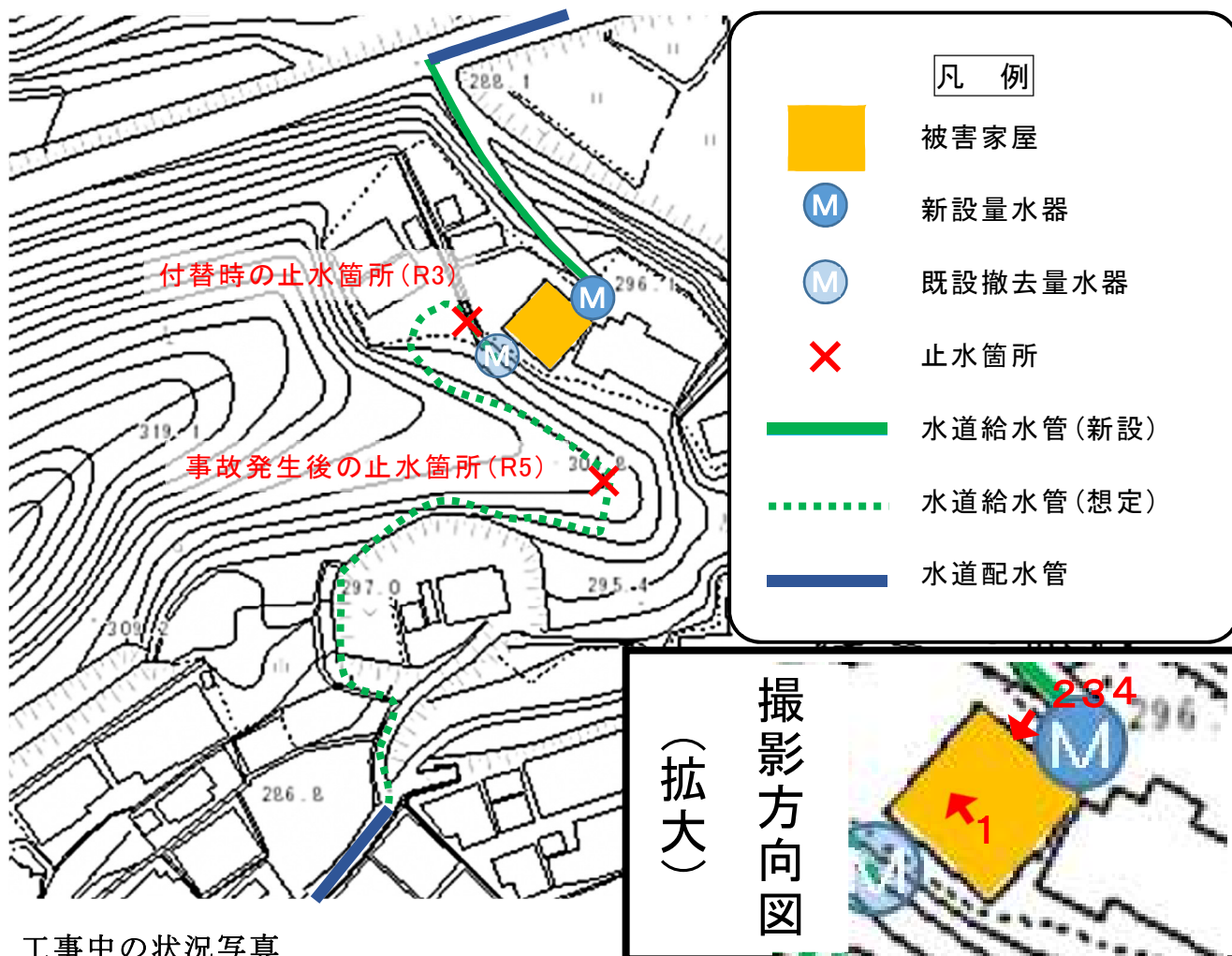
(内訳) 地盤調査・補強・沈下修正工事 8, 1 7 3, 8 3 0 円

建物改修工事 2, 3 0 6, 2 0 2 円

借家引越・家賃代 2, 3 7 6, 0 0 0 円

(2) 損害賠償金は保険会社から全額補填される。

3. 概略平面図



4. 工事中の状況写真

